

大門建設とみな川建設が提訴から3年

談合疑惑からの指名停止に対し 談合否定、新聞、雑誌は名誉を毀損

小林村長も証言台に立った

弥彦村発注の公共工事の指名競争入札で談合を行ったとして指名停止措置を受けた村内の建設業者二社が名誉を毀損(きそん)されたとして村などに約三百八十万円の損害賠償などを求めた裁判で、新潟地方裁判所は三十日、原告の請求を棄却する判決を下した。提訴から約三年、原告の敗訴となり、今後の対応について原告の麓、大門建設(株)代表取締役(鈴木勉)は弁護士と相談して決めるという。

小林豊彦村長も証言台を提出した。その後も弁護士同士の立った。ところが、その後、原告争点整理が続き、十月で告側の弁護士が急逝し、弁論を終了。請求額は当弁護士が交代。ことし四月に請求額の増額と謝罪の三百三十万円。四月の原告の掲載などの訴えのの三百三十万円。四月の變更を行い、新しい証拠訴えの變更で三百七十九万二千八百円に増額した。

三条市図書館 新着図書紹介

【購入】△相続で絶対モメない遺産分割のコツ
△佐山和弘著・家の光協会
△脱ノ暴走老人 谷本真由美著・朝日出版社

冬之交
飲酒

燕市交通安全対策
前十一時から市役所
から十日間行われる
を原案通り決めた。

理事会には燕市、燕警
察署、燕市交通安全協会
などの関係機関・団体と、
事務局の市生活環境課か
ら十四人が出席。
鈴木市長は「しっかりと
と運動のスタートに交通
安全を呼びかけていき

判決の判 弥彦合 却 請求の原告

裁判は大門建設と萩野(旬)みな川建設(皆川実代表取締役)が、弥彦村と、麓、小林組の小林一夫社長を訴えたもの。弥彦村は平成二十七年四月から六月に行った「おもてなし広場」整備工事などの公共工事の指名競争入札七件について談合が行われたとの情報に基づき、同年九月二十九日に小林組、十月五日に大門建設、みな川建設など五社の計六社を一月から六か月の指名停止とした。

午後1時15分判決言い渡し
傍聴席が握手して喜び合おう中
本多村議ら反村長派が到着

鈴木社長は「どう言っても書記官から判決を聞いてみようもない。弁護士と相談してから」と話し、今後の対応は弁護士と相談して決めるとした。

大門建設は談合を主催したとして六か月の指名停止、みな川建設は三か月再開。被告人、原告、証

三十日の判決言い渡しは午後一時十五分から第一号法廷で行われ、小林社長ら建設業者、一般村民など約十人が傍聴に訪れた。裁判官が言い渡した判決は主文のみで、内容は原告らの請求をいすれも棄却する。二項目。言い渡しは二絡ミスで法廷に着いたが、傍聴者きはちよと言い渡しが

鈴木社長は「どう言っても書記官から判決を聞いてみようもない。弁護士と相談してから」と話し、今後の対応は弁護士と相談して決めるとした。

判決は主文のみ

- ①原告らの請求はいすれも棄却する
- ②訴訟費用は原告らの連帯負担とする

すぐに裁判所から徒歩で弁護士事務所に向かったが、事務所は不在で連絡はつかなかった。今後は詳細な判決書が届いてから二週間以内に控訴などの手続きを取ることにする。

変」と話した。